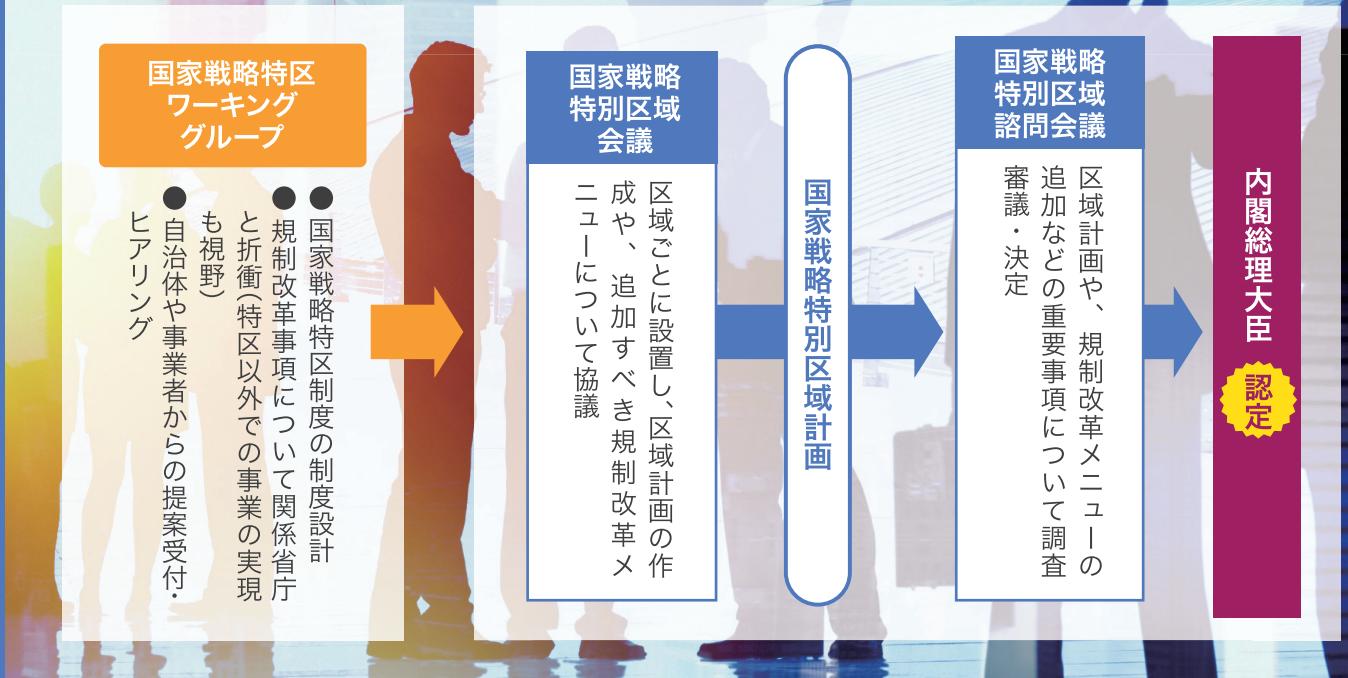


愛知県 戦略区域 特別区

我が国随一の成長産業・
先端技術の中枢拠点の形成に向けて

国家戦略特区とは

- 国家戦略特区は、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を促進する観点から規制改革を総合的かつ集中的に推進する取組です。
- 国家戦略特別区域会議が作成した国家戦略特別区域計画を、内閣総理大臣が認定することにより、区域計画に位置付けられた規制の特例措置等が適用されます。



■ 愛知県の状況

本県は、教育や農業分野での岩盤規制改革を断行する『「産業の担い手育成」のための教育・雇用・農業等の総合改革拠点』として、2015年8月、県全域が国家戦略特別区域に指定されました。

目標

自動車・航空宇宙等の国内最大のモノづくりの集積地として、教育・雇用分野における規制改革を通じた産業人材の育成や次世代技術の実証を通じ、成長産業・先端技術の中核拠点を形成する。併せて、農業分野においても農地の流動化、耕作放棄地の解消等を図ることにより、第一次産業も含めた総合的な規制・制度改革を実現する。

■ 国家戦略特区の対象区域

※2018年12月現在



愛知県における規制改革メニューの活用状況

※2018年12月現在

有料道路管理の民間開放(有料道路コンセッション)

全国初

都道府県等の道路管理者や地方道路公社などに限られている有料道路の管理・運営について、民間事業者による管理・運営を可能とする。

- 愛知県道路公社が保有する有料道路8路線について、2016年10月から愛知県道路コンセッション株式会社（前田建設工業株式会社等が設立した特別目的会社）による管理・運営を実施しています。

規制緩和により期待される効果

利用料金の弾力化

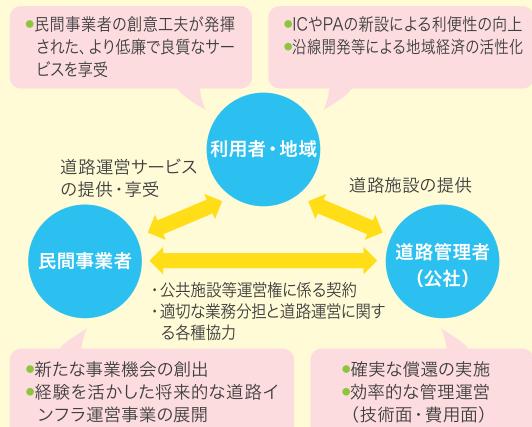
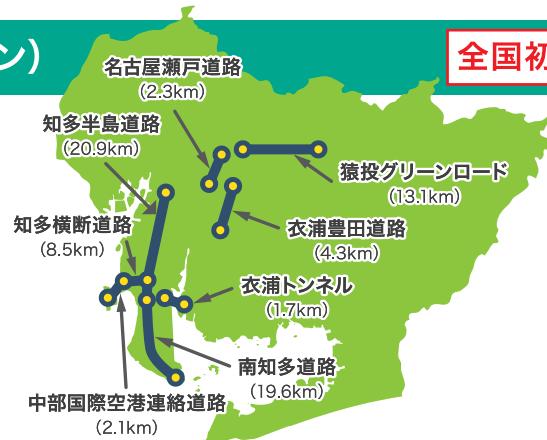
- 民間事業者のノウハウや創意工夫を活かした柔軟な料金設定
(愛知県道路公社が構造改革特別区域法の規定に基づき国土交通大臣の認可を受けて定めた利用料金の上限の範囲内)

PAにおける利便性の向上

- 民間事業者からの提案に基づくPAの特色ある整備・運営
(2018年7月に大府PA(上り線)、阿久比PA(下り線)がリニューアルオープン)

沿線開発による地域活性化

- 阿久比PA(上り線)(仮称)に連結する食の拠点「愛知多の大地」の実施
- 中部臨空都市におけるインターナショナルブランドホテル事業の実施
- 地域産業連携バイオガス事業の実施
- 地域産業連携型物流事業の実施



愛知総合工科高等学校専攻科の公設民営化

全国初

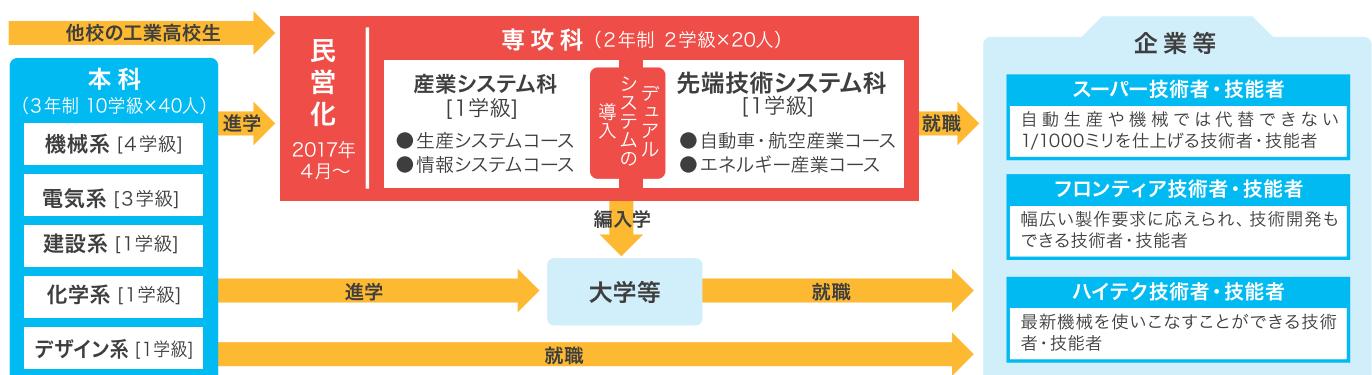
学校教育法上、設置者に限られている学校の管理について、設置者ではない民間事業者による管理を可能とする。

- 愛知総合工科高等学校専攻科について、企業や大学等と連携し、生産現場の動向・ニーズに具体的かつ迅速に対応した教育を可能とするため、2017年4月から公設民営化(指定管理法人:学校法人名城大学)を実施しています。



愛知総合工科高等学校のイメージ

愛知総合工科高等学校校舎外観▶



規制緩和により期待される効果

- 生産現場等で活躍し、実践的な技術・技能や豊富な知識・経験を有する民間人材(技能五輪メダリストや現代の名工などの熟練技能者、先端的技術を持った技術者など)の積極的な登用が図られる。
- 民間人材から生徒が直接指導を受けることで、
 - ◆生産現場のリーダーに求められる力を身に付けることが可能となる。
 - ◆生産現場の動向・ニーズに具体的かつ迅速に対応した教育の実施が可能となる。

オンラインによる服薬指導

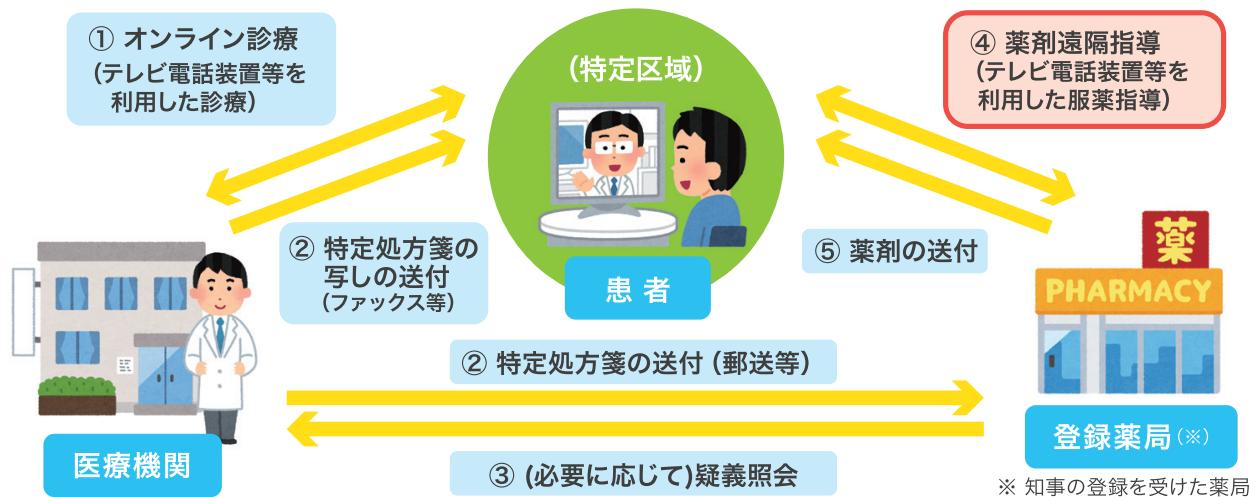
全国初

登録薬局の薬剤師は、県内の一定の地域に居住する方に対し、オンライン診療が行われた場合に、対面ではなく、テレビ電話を活用した服薬指導を行うことができる。

対象地域
(特定区域)

愛知県所管区域（名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市を除く50市町村）のうち、次の地域

- ・佐久島（西尾市）・日間賀島・篠島（知多郡南知多町）・新城市・北設楽郡設楽町・東栄町・豊根村
- ※上記の地域内でも本事業の対象外となる場合あり



規制緩和により期待される効果

- 離島・山間地域医療のさらなる充実

農業支援外国人材の受入れ

全国初

産地での多様な作物の生産等を推進し、経営規模の拡大などによる「強い農業」を実現するため、外国人の人権にも配慮した適切な管理体制の下、日本人の労働条件及び新規就農に与える影響などにも十分配慮した上で、一定水準以上の技能等を有する外国人材の入国・在留を可能とする。

受入れ体制及び実施状況

本県と国の機関により構成される『適正受入管理協議会』を設置し、特定機関（受入れ企業）を募集（2018年4月～）。全国で初めて農業支援外国人が農業経営体で就労（2018年10月～）。

【協議会構成員】

愛知県（事務局）、内閣府地方創生推進事務局、名古屋入国管理局、愛知労働局、東海農政局

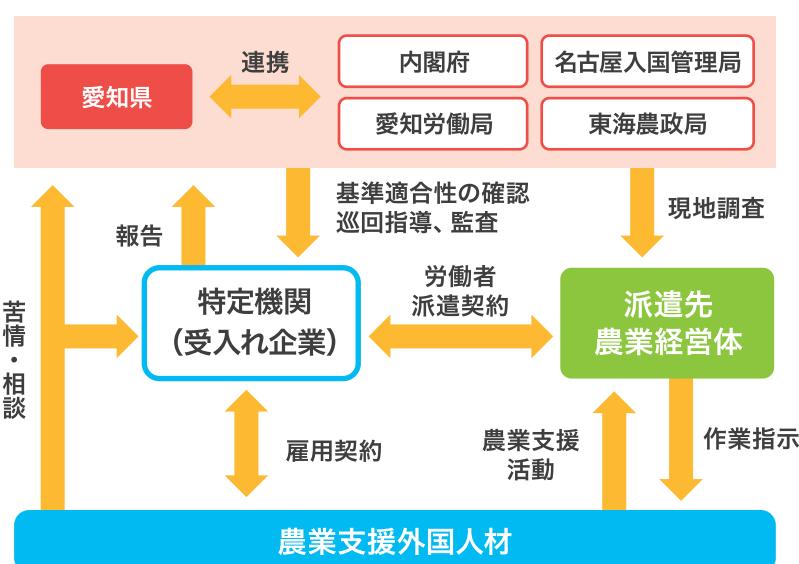
【事業実施区域】

愛知県全域

規制緩和により期待される効果

- 農業分野における労働力の確保により、本県が目指す「強い農業」の実現

【愛知県適正受入管理協議会】



農家レストランの農用地区域内への設置

農業者が自己の生産する農畜産物や農業振興地域内で生産される農畜産物を主たる材料として調理して提供する場合は、農家レストランを農用地区域内に設置することを可能とする。

事業者

- 株式会社ブルーチップファーム
- 有限会社ディリーファーム
- 郊外田園クラブ 株式会社



▲サンセットウォーカーヒル ((株) ブルーチップファーム)



▲レシビュ (有) ディリーファーム



▲サバーヴィアン (郊外田園クラブ (株))

規制緩和により期待される効果

- 6次産業化の推進、所得向上、雇用の確保

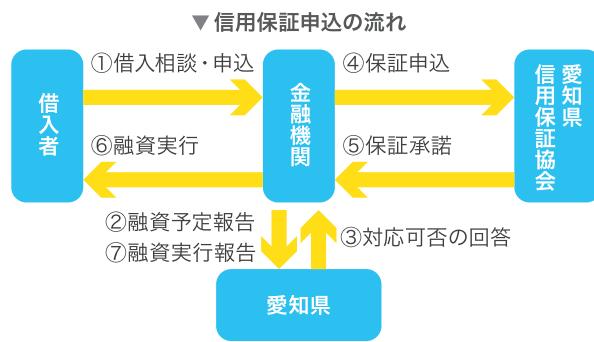
農業への信用保証制度の適用

※2018年7月1日から全国適用

農業について、商工業とともに行うものに関しては、金融機関からより円滑に資金調達出来るようにするために、都道府県の応分の負担を前提に、信用保証協会が保証を付与することを可能とする。

対象者

- 商工業とともに愛知県内において農業を営む中小企業者、農事組合法人または個人



規制緩和により期待される効果

- 商工業とともに行う農業の実施に必要な資金に係る債務の保証を行うことによる、資金調達の円滑化

農業委員会と市町村の事務分担

農地の流動化を促進する観点から、市町村長と農業委員会との合意の範囲内で、農業委員会の農地の権利移動の許可関係事務を市町村が行うことを可能とする。

実施市町村 ●常滑市

規制緩和により期待される効果

- 農業委員会が農地のあっせん、遊休農地の解消等に注力することによる、農地の流動化の円滑化

農業生産法人の役員要件の緩和

※2016年4月1日から全国緩和

農地を所有できる法人の役員要件が、「役員の過半が農業（販売・加工を含む）の常時従事者」であり、かつ「更にその常時従事者である役員の過半が農作業に従事」する必要があったものが、「役員の1人以上が農作業に従事」していればよいこととする。

規制緩和により期待される効果

- 農業生産法人の6次産業化の推進

保険外併用療養の特例

医療水準の高い国で承認されている医薬品等であって国内未承認のもの又は国内承認済みの医薬品等を適応外使用するものについて、保険外併用の希望がある場合に、厚生労働省通知では、先進医療技術審査部会での審査後に先進医療会議で評価するものを、部会と先進医療会議を合同開催するなど審査が迅速化される。

- 事業者** ●名古屋大学医学部附属病院 ●独立行政法人国立病院機構名古屋医療センター ●名古屋市立大学病院

規制緩和により期待される効果

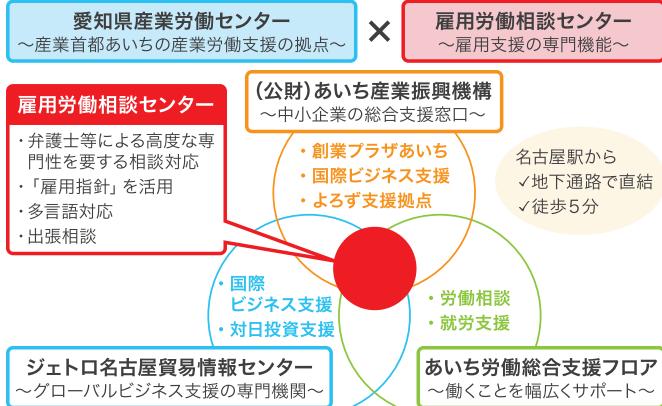
- 先進医療の提供の迅速化

雇用労働相談センターの設置

新規開業直後の企業や海外からの進出企業等が、日本の雇用ルールを的確に理解し、個別労働関係紛争を生じることなく円滑に事業展開できるよう、無料で各種相談サービスを提供する。

愛知県雇用労働相談センターの概要

場所	名古屋市中村区名駅4-4-38 ウインクあいち14F
営業時間	9:00～20:30（土日祝日及び年末年始を除く）
対象者	①新規開業直後の企業（概ね5年以内）及び新規開業を目指す企業 ②日本国外から愛知県に進出を目指すグローバル企業等 ③愛知県における事業拡大に伴って雇用創出を目指す企業 ④①～③の企業で働く方



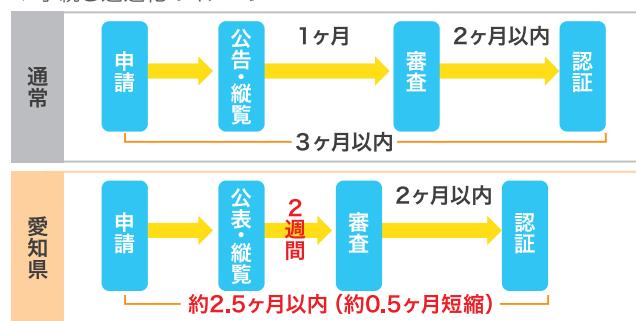
NPO法人設立手続きの迅速化

特定非営利活動法人の設立認証手続きにおける申請書類の縦覧期間について、1ヶ月要するところ、2週間に短縮する。

規制緩和により期待される効果

- 地域の様々な課題解決に取り組む特定非営利活動法人の設立促進

▼手続き迅速化のイメージ



特定実験試験局制度の特例

電波を使用した実験に係る簡易な免許手続きである「特定実験試験局制度」については、免許の申請から発給までに1～2週間を要するが、特区内では、区域会議の下で更に円滑な調整を図ることにより、免許の申請から発給までの手続きを原則「即日」で行う。

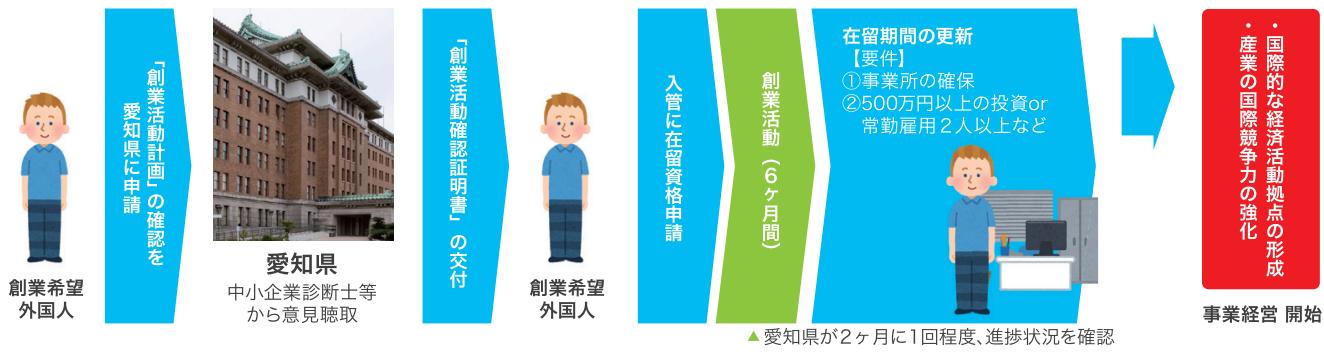
- 事業者** ●キャリオ技研株式会社 ●株式会社プロドローン ●一般社団法人飛行体空間協議会

規制緩和により期待される効果

- 免許の発給までの手続きの迅速化

創業人材等の多様な外国人の受け入れ促進

外国人が日本で創業するために必要な在留資格「経営・管理」を取得するためには、通常は上陸時に、「事業所の確保」とともに、「2人以上の常勤職員の雇用」又は「500万円以上の投資」等の基準（上陸審査基準）を満たす必要があるが、特区内では、地方自治体による創業活動計画の審査・確認がなされた場合には、これら要件を上陸後6ヶ月間猶予する。



規制緩和により期待される効果

- 愛知県内での外国人による創業の促進

エリアマネジメントの民間開放（道路の占用基準の緩和）

道路法では、道路の敷地外に余地がないやむを得ない場合（余地要件の基準）にのみ、道路管理者が道路の占用（多言語看板や広告塔などの設置）を許可することができるとされているが、国家戦略特区においては、国際的な活動拠点の形成などに資する多言語看板、ベンチ、上屋、オープンカフェ等の占用許可に係る基準を緩和する（余地要件の適用を除外）。

事業者

- 名古屋駅地区街づくり協議会

- 実施場所：市道広井町線、市道広井町駅前線、市道広井町第3号線、県道名古屋津島線、市道泥江町線、市道錦通、市道駅西第1号線（全て名古屋市内）

規制緩和により期待される効果

- 良好な都市景観の形成、滞在者や国内外からの来訪者の利便の増進等

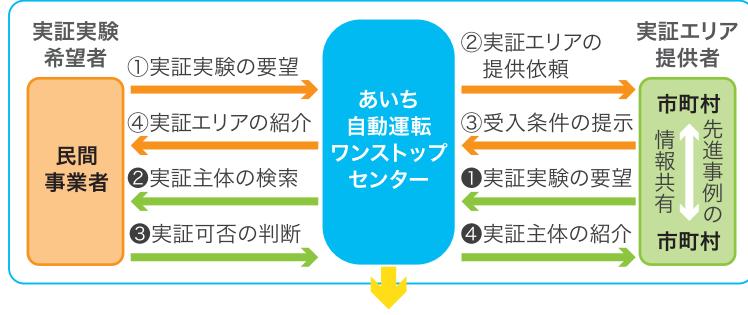
あいち自動運転ワンストップセンターの設置

全国初

愛知県が2014年度から全国に先駆けて実施している自動運転のワンストップサービスについて、公道実証に係る各種相談への対応や産学行政のマッチングなど、機能の充実を図り、企業等の更なる自動運転の実証実験を促進する。

あいち自動運転ワンストップセンターの概要

場所	愛知県庁西庁舎7階（産業労働部産業振興課内）
営業時間	9:00～17:00（土日祝日及び年末年始を除く）
事業内容	①公道実証に必要な手続に関する電話相談、窓口相談等の対応、関係機関との調整 ②公道実証を実施しようとする者と実証エリアの提供者（市町村）とのマッチング ③公道実証の実施に係る警察、道路管理者、地方運輸局への事前連絡（実施主体から提出のあった届出書の写しの提出）等



ワンストップサービスによる実証の事前相談・情報提供 等

内閣府 警察庁 総務省 経済産業省 國土交通省

家事支援外国人材の受入れ

女性の活躍推進等のため、地方自治体等による一定の管理体制の下、家事支援サービスを提供する企業に雇用される外国人の入国・在留を可能とする。

受入れ体制及び実施状況

本県と国の機関により構成される『第三者管理協議会』を設置し、特定機関（受入れ企業）を募集（2018年6月～）。

【協議会構成員】

愛知県（事務局）、内閣府地方創生推進事務局、名古屋入国管理局、愛知労働局、中部経済産業局

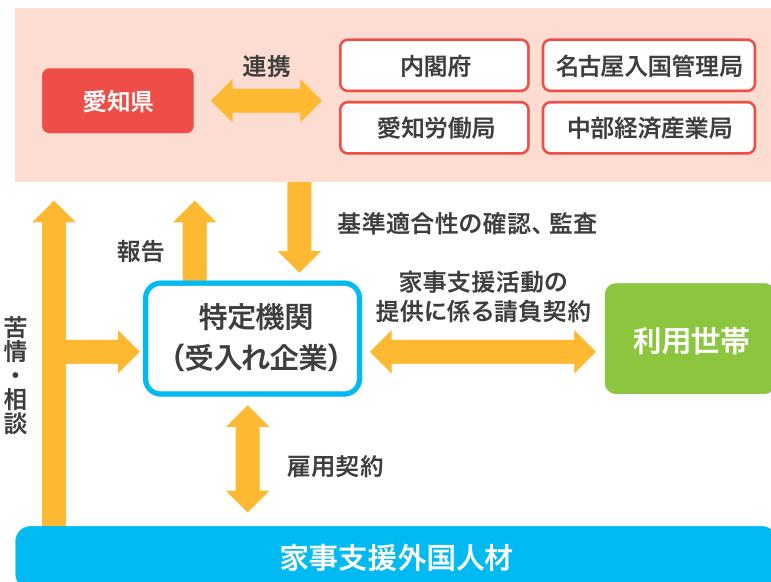
【事業実施区域】

愛知県全域

規制緩和により期待される効果

- 増加する家事支援サービスの利用ニーズに応えるため、外国人材の受入れを進め、女性の活躍等を更に促進。

【愛知県第三者管理協議会】



過疎地等での自家用自動車の活用拡大

特区内で公共交通による移動が不便な過疎地等において、便利で快適な交通手段を観光客等に有償で提供するため、自家用自動車の活用を拡大する。

運行主体

日間賀島観光協会

事業実施区域

愛知県知多郡南知多町日間賀島地区

運行形態

循環路線型

使用する車両

自家用自動車（29人乗りマイクロバス）

対価

1乗車100円（小学生以上）
※障がい者及びその介護者は半額

実施期間

各年7月下旬～8月（繁忙期のみ実施）

運行経路



規制緩和により期待される効果

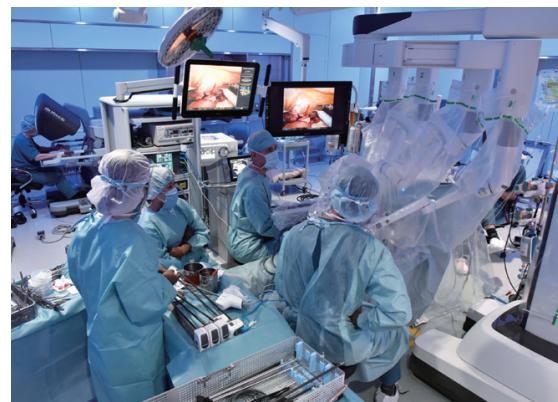
- 交通事業者の参入が困難な地域において、便利で快適な交通手段を観光客に提供

本県から提案している主な規制改革事項の概要

※2018年12月現在

医療ツーリズムの推進のための規制改革

- (1) 外国人患者を円滑に受け入れるため、医療滞在ビザにつき、一定の条件を満たした場合には、申請書類の簡素化や最優先審査等により、申請から発給までの期間を大幅に短縮する（できれば即日発給）。
- (2) 短期滞在ビザ（観光、商用、親族・知人訪問）で訪日した外国人が滞在中に、①病気や事故に遭い、治療が必要となった場合や、②検診を受けた結果、一旦帰国することなく治療を望んだときは、帰国できる状態であっても、在留期間の延長や在留資格「特定活動」への変更を認める。



▲藤田医科大学病院

近未来技術の実証



リハビリ遠隔医療・ロボット実証プロジェクト

臨床研究データを法に基づく治験データとして活用できるよう要件を緩和し、リハビリ支援ロボットの早期市場化に向けた実証を行う。



無人飛行ロボット実証プロジェクト

無人飛行ロボット利用時の、電波法における周波数制限や航空法における飛行高度制限等の規制を緩和し、火災消火活動や害獣捕獲支援など、利用可能性の拡大に向けた実証を行う。



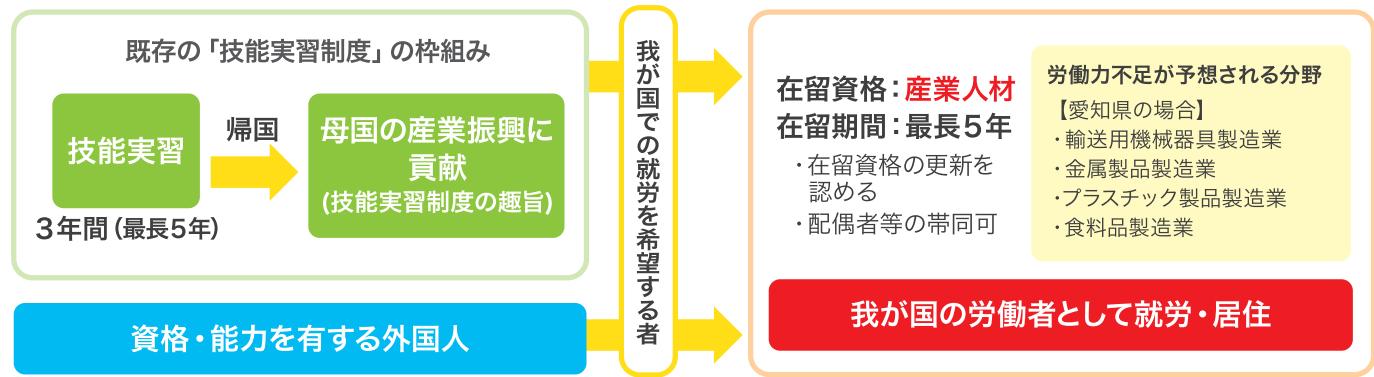
自動走行実証プロジェクト

道路交通法の規制を緩和し、無人走行車両を利用したタクシーの旅客サービスや無人配送サービスなどを目指した実証を行う。

外国人雇用特区

我が国で労働力が不足する分野において、一定の資格・能力を有する外国人を、新たな在留資格（「産業人材」）を設け、受け入れを図る。

【新たな在留資格による受け入れ（イメージ）】



国家戦略特区では、様々なメニューが活用できます！

※2018年12月現在

主な規制の特例措置（その他の規制の特例措置は、内閣府のホームページをご覧ください）

分野	規制改革事項	概要
都市再生	都心居住促進のための容積率・用途等土地利用規制の見直し	○居住環境を含め、世界と戦える国際都市の形成を図るために必要な施設の立地を促進するため、以下の認可等をワンストップ化。 ①民間都市再生事業計画の認定 ②土地区画整理事業の認可 ③都市計画の決定又は変更 ④開発行為の許可 ⑤都市計画事業の認可又は承認 ⑥市街地再開発事業の認可 ○特別用途地区内において、コンベンション施設などの迅速な整備を促進するため、条例により用途制限の緩和を行う際に必要となる建築基準法上の大臣承認の手続き不要(用途緩和のワンストップ)。 ○グローバル企業等のオフィスに近接した住宅の整備を促進するため、区域計画に定めた住宅の容積率の最高限度の範囲内で、都市計画で定めた容積率を緩和。
	エリアマネジメントの民間開放	国際的な活動拠点の形成などに資する多言語看板、ベンチ、上屋、オープンカフェ等の占用許可に係る余地要件の適用を除外。
	航空法の高さ制限に係る特例	建物ごとの個別審査となっている航空法に基づく高さ制限について、一定の高さをエリア一体の目安として提示した上で、具体的な地区計画の検討と並行して迅速に承認に向けた手続きを進めることとする。
	汚染土壤搬出時認定調査の調査対象項目を限定	国家戦略特区内において自然由来特例区域内から区域外へ土壤を搬出する際に行う認定調査の調査対象項目は、区域指定対象物質に限る。
創業	外国人を含めた起業・開業促進のための各種申請ワンストップセンターの設置	外国人を含めた起業・開業促進のため、登記、税務、年金、定款認証等の創業時に必要な各種申請のための窓口を集約。相談を含めた総合的な支援を実施。
	公証人の公証役場における定款認証	公証人は公証役場において職務を行う必要があるが、役場外の「ワンストップセンター」における定款認証が可能であることを明確化。
	空港アクセスの改善に向けたバス関連規制の緩和	ニーズに迅速かつ柔軟に対応した空港アクセスの充実を図る観点から、国家戦略特区内の空港を発着する空港アクセスバスについては、運賃設定の際の上限認可を届出しとし、運行計画設定の際の届出期間を短縮(30→7日前)。
	官民の垣根を越えた人材移動の柔軟化	○スタートアップ企業における優秀な人材確保のため、国の行政機関の職員がスタートアップ企業で働き、一定期間内に再び国の職員になった場合の退職手当の算定について前後の期間を通算。 ○国、自治体、大企業に勤務する人材をスタートアップ企業で働きやすくするため、「人材流動化センター（仮称）」を設置し、労働市場の流動性向上、スタートアップ企業における優秀な人材の確保に資する援助を行う。
	NPO法人の設立手続きの迅速化	ソーシャルビジネスの重要な担い手でもある特定非営利活動法人の設立を促進するため、その設立認証手続における申請書類の縦覧期間（現行1ヶ月）を大幅に短縮。
	一般社団法人等への信用保証制度の適用	一般社団法人及び一般財団法人に関して、金融機関からより円滑に資金調達出来るようにするために、都道府県の応分の負担を前提に、信用保証協会が保証を付与することを可能とする。
	多様な働き方推進のための「テレワーク推進センター」の設置	テレワーク等多様な働き方を普及させることにより、企業の働き方改革を推進し優秀な人材を確保するとともに、生産性を高め、企業の国際競争力を強化するため、国と地方公共団体が連携し、テレワークを導入しようとする企業等に対する各種相談支援をワンストップで行う「テレワーク推進センター」を設置する。
外国人材	外国人家事支援人材の活用	女性の活躍推進等のため、地方自治体等による一定の管理体制の下、家事支援サービスを提供する企業に雇用される外国人の入国・在留を可能とする。
	創業人材等の多様な外国人の受け入れ促進	創業人材について、地方自治体による事業計画の審査等を要件に、「経営・管理」の在留資格の基準（当初から「2人以上の常勤職員の雇用」又は「最低限（500万円）の投資額」等）を緩和。
	クールジャパン・インパウンド外国人材の受け入れ・就労促進	クールジャパン・インパウンド対応分野の外国人材に係る受け入れ要望がなされた場合に、区域会議において、関係府省及び関係自治体が一体となって協議・検討し、現行の上陸許可基準の代替措置を設けることにより、専門的・技術的分野の外国人材がより柔軟かつ適切に入国・在留・就労する機会の拡大を図る。
	農業支援外国人材の受け入れ	産地での多様な作物の生産等を推進し、経営規模の拡大などによる「強い農業」を実現するため、外国人の人権にも配慮した適切な管理体制の下、日本人の労働条件及び新規就農に与える影響などにも十分配慮した上で、一定水準以上の技能等を有する外国人材の入国・在留を可能とする。
観光	滞在施設の旅館業法の適用除外	国内外旅行客の滞在に適した施設を賃貸借契約に基づき3日から10日間以上使用させ、滞在に必要な役務を提供する事業を行おうとする者が、都道府県知事の認定を受けた場合は、旅館業法を適用しない。
	過疎地等での自家用自動車の活用拡大	過疎地域等での主として観光客のための制度として、市町村、運送実施予定者及び交通事業者が相互の連携について協議した上で、特区の区域会議が、運送の区域等を迅速に決定できるようにする。
	道の駅の設置者の民間拡大	国家戦略特区においては、「道の駅」の設置主体を、市町村又はそれに代わり得る公的主体に限らず、市町村との協定の締結等を前提に、民間事業者に拡大する。
	農家民宿等の宿泊事業者による旅行商品の企画・提供の解除	観光庁長官が実施する研修を終了した者について、地域のニーズに応じて国内旅行業務取扱管理者試験の試験科目を一部免除する。
医療	国際医療拠点における外国人医師の診察・外国看護師の業務解禁	二国間協定に基づく外国人医師については、従来、自国民のみを診療することに限る取扱いと整理されていたところ、自国民に限らず外国人一般に対して診療を行うことを認める。
	外国医師診療所	臨床修練制度を活用し、医療分野における国際交流の進展に資する観点から、外国医師の受け入れを、現在の「指定病院との間で緊密な連携体制が確保された診療所」から、指導医による指導監督体制を確保し、国際交流の推進に主体的に取り組むものであれば、「単独の診療所」にも拡充。
	病床規制の特例による病床の新設・増床の容認	都道府県は、世界最高水準の高度の医療を提供する事業を実施する医療機関から病院の開設・増床の許可申請があった場合、当該事業に必要な病床数を既存の基準病床数に加えて許可することが可能。
	保険外併用療養の拡充	臨床研究中核病院等と同水準の国際医療拠点において、医療水準の高い国で承認されている医薬品等であって国内未承認のもの又は海外承認済みか否かに関わらず国内承認済みの医薬品等を適応外使用するものについて、保険外併用の希望がある場合に、速やかに評価を行う。
	医療法人の理事長要件の見直し	医療法人のガバナンス強化の観点から、都道府県知事が、医師以外の者を医療法人の理事長として選出する際の基準について、法令上明記した上で見直し、当該基準を満たす場合は迅速に認可。
	粒子線治療の研修に係る出入国管理及び難民認定法施行規則の特例	海外への粒子線治療の普及と日本製診療用粒子線照射装置の輸出促進を図る観点から、粒子線の治療に係る研修を目的として、外国の医師・看護師又は診療放射線技師や、上記と共に放射線物理工学の専門家が入国する場合、在留期間を最長2年とする。
	iPS細胞から製造する試験用細胞等への血液使用の解禁	採取した血液を原料として製造できる物は血液製剤等に限定されているが、再生医療技術を活用し、医薬品の研究開発等に係る国際競争力を強化するため、血液を使用して、業として、iPS細胞から試験用細胞等を製造することを可能化。
介護	テレビ電話を活用した薬剤師による服薬指導の対面原則の特例	特区内の薬局の薬剤師は、特区内の一定の地域に居住する者に対し、遠隔診療が行われた場合に、対面ではなく、テレビ電話を活用した服薬指導を行うことができる。
	特区薬事戦略相談制度の創設等による革新的医療機器の開発迅速化	国家戦略特別区域内の臨床研究中核病院における革新的医療機器の開発案件を対象に、独立行政法人医薬品医療機器総合機構の担当者が相談者の所属する臨床研究中核病院に必要に応じて出張して特区事前面談及び特区フォローアップ面談を実施する。
	可搬型PET装置のMRI室での使用を可能とする医療法施行規則の特例	可搬型PET装置について、適切な防護措置及び汚染防止措置を講じた上で、MRI室での撮影を可能とする。
ユニット型指定介護老人福祉施設設備基準に関する特例	国家戦略特別区域内のユニット型指定介護老人福祉施設において、介護口ポットを導入し実証実験を行う場合には、共同生活室について、隣接する2つのユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有するものとして、条例において定めることとしても差し支えないこととする。	

	「地域限定保育士」の創設	保育士不足解消等に向け、都道府県が保育士試験を年間2回行うことを促すため、2回目の保育士試験の合格者に、3年間は当該区域内のみで保育士として通用する資格を付与。地域限定保育士試験を政令指定都市市長が実施することを可能とする。
保育	多様な主体による地域限定保育士試験の実施	地域限定保育士試験の指定試験機関について、公正、適正かつ確実な試験の実施を担保した上で、株式会社を含む多様な法人を活用可能とする。
	小規模認可保育所における対象年齢の拡大	待機児童の多い特区において、現在、原則として0～2歳を対象としている小規模認可保育所における対象年齢を拡大し、小規模保育事業者が自らの判断で、0～5歳までの一貫した保育や、3～5歳のみの保育等を行うことを可能とする。
雇用	雇用条件の明確化のための雇用労働相談センターの設置	グローバル企業やベンチャー企業等を支援するため、これらの企業の抱える課題を熟知する者が、雇用ルールの周知徹底と紛争の未然防止を図るための高度な個別相談対応等を行う。
	障がい者雇用に係る雇用率算定の特例拡充	障がい者雇用率の通算が可能となる組合について、有限責任事業組合(LLP)を対象に追加することで、特に異業種の中小企業による障がい者雇用を推進する。
教育	公立学校運営の民間への開放	グローバル人材の育成や個性に応じた教育等のため、教育委員会の一定の関与を前提に、公立学校の運営を民間に開放。
	農業委員会と市町村の事務分担	農地の流動化を促進する観点から、市町村長と農業委員会との合意の範囲内で、農業委員会の農地の権利移動の許可関係事務を市町村が行うことを可能化。
	企業による農地取得の特例	喫緊の課題である担い手不足や耕作放棄地等の解消を図ろうとする国家戦略特区において、農地を取得して農業経営を行おうとする「農地所有適格法人以外の法人」について、地方自治体を通じた農地の取得や不適正な利用の際の当該自治体への移転など、一定の要件を満たす場合には、農地の取得を認める特例を、2021年8月31日までの時限措置として設ける。
農林水産	農業への信用保証制度の適用	農業について、商工業とともに行うものに関しては、金融機関からより円滑に資金調達出来るようにするために、都道府県の応分の負担を前提に、信用保証協会が保証を付与することを可能とする。
	農家レストランの農用地区域内設置の容認	農業者が自己の生産する農畜産物や農業振興地域内で生産される農畜産物を主たる材料として調理して提供する場合は、農家レストランを農用地区域内に設置することを可能化。
	国有林野の貸付面積の拡大	国有林野の活用を促進するため、貸付等の面積(現行5ha)を拡大。
	国有林野の貸付等に関する対象者の拡大	国家戦略特区において民有林と国有林を一体的に活用する場合、地元市町村在住者に加え、民有林と国有林を一体的に活用して経営を効率化しようとする者を追加する。
	漁業生産組合の設立要件の緩和	漁業者の法人化・協業化により競争力の向上や6次産業化の促進を図り、浜の活性化に資するため、漁業生産組合の設立要件(現行7人以上)を緩和。
近未来技術	電波に係る免許発給までの手続きを大幅に短縮	電波を使用した実験に係る簡易な免許手続きである「特定実験試験局制度」について、特区内では、区域会議の下で、更に円滑な調整を可能にし、免許の申請から発給についても原則「即日」で行う。
	自動運転や小型無人機等の実証実験を促進するための近未来技術実証に関するワンストップセンターの設置	自動運転やドローン(小型無人機)等の「近未来技術」の実証実験等を行うものに対する、関係法令の規定に基づく手続きに関する情報の提供、相談、助言、その他の支援を行う。

課税の特例措置（「規制の特例措置」または「金融上の支援措置」の活用が必要になります）

項目	支援対象事業	支援内容		
特別償却、税額控除	下表対象事業		特別償却	税額控除
			2019年度	2019年度
		①機械・装置、開発研究用器具・備品	45%	14%
		②建物及びその附属設備並びに構築物	23%	7%
研究開発税制の特例(法人税)	下表対象事業のうち、特定中核事業	開発研究用資産について、その減価償却費の20%を税額控除できる措置を講ずる。		
固定資産税の特例	特定中核事業のうち医療分野	一定の研究開発の用に供する一定の設備に係る固定資産税について、課税標準を最初の3年間、価格の2分の1とする措置を講ずる。		
設立5年末満の一定の法人に対する所得控除	国家戦略特別区域法の規制の特例措置が重要な役割を果たす事業で、「医療」、「国際」、「農業」、「一定のIoT等」の事業	特区の指定の日以後に設立され、特区内に本店又は主たる事務所を有し、左記の対象事業を営むなど一定の要件を満たした法人について、所得の20%を課税所得から控除できる。		

金融上の支援措置

項目	支援対象事業	支援内容
利子補給金の支給	下表対象事業で、指定金融機関から資金の貸付を受けて行う事業	ベンチャー企業や中小企業等が受けける資金の貸付に対し利子補給金(0.7%以内、5年間)を支給

【課税の特例措置、金融上の支援措置の対象事業】

区分	分野	事業内容
国家戦略特別区域 法施行規則第1条 第1号	医療	高度医療の提供に資する医薬品・医療機器の研究開発・製造 高度再生医療の研究開発、高度再生医療に必要な物資の培養・製造・研究開発 医療・介護用ロボットの研究開発・製造 高度医療の提供に係る医療関係者の技術向上に必要な治験・臨床研究 医療に関する情報システムの研究開発 高度医療施設等(高度な医療を提供する医療施設・医療設備)の整備・運営 高度医療施設等に近接した宿泊施設(専ら患者又はその家族の利用に供されるもの)の整備・運営 高度医療施設等への外国人患者の受け入れに必要な渡航に係る手続き代行、当該渡航に付随して行う通訳案内等外国人患者の便宜となるサービスの提供
		複数の多国籍企業が行う事業を統括する事業 国際会議等の参加者の利用に供する大規模集会施設、宿泊施設、文化施設等の施設・設備の整備・運営、サービスの提供
		国際会議等への外国人の参加に必要な渡航に係る手続き代行、当該渡航に付随して行う通訳案内等外国人参加者の便宜となるサービスの提供※ 外国会社等勤務者等の子女・海外から招へいした研究者の子女を対象とした外国語による教育※
		インターナショナルスクール等の施設整備 外国語による医療提供 新たに事業を行う外国会社等への施設・設備の提供、経営管理支援
		外国会社・その従業員等を対象とした、事業活動・日常生活等に関する外国語による必要な情報提供等 外国人旅客の中長期滞在に適した施設使用及び役務の提供
		農業
		付加価値の高い農林水産物・加工食品の効率的生産、輸出促進を図るために必要な高度な技術の研究開発・当該技術の活用
	医療	先端的技術を用いて開発される国際競争力の高い医薬品の研究開発・製造 先端的な再生医療の研究
		医療機器の先端的な研究開発
特定中核事業	農業	革新的な情報サービスを活用した農業の生産性の向上に係る研究開発
	創業・雇用	小規模企業者による創業・雇用促進※

※印の事業は、金融上の支援のみ対象となる。



〈表紙写真の解説〉

- ① 名古屋駅前（公益財団法人名古屋コンベンションピューロー提供）
- ② 豊橋市における複数台の遠隔型自動運転の実証実験の様子（愛知県撮影）
- ③ 農家レストラン「レシピラ」で提供されるフレンチトースト（愛知県撮影）
- ④ オンラインによる服薬指導の様子（株式会社AINFARMASIZES提供）
- ⑤ 愛知総合工科高等学校専攻科での指導の様子（学校法人名城大学提供）
- ⑥ リニューアルした知多半島道路の大府PA（愛知道路コンセッション株式会社提供）



規制の特例措置の活用を希望する事業者や新たなアイデアを募集しています！

愛知県では、国家戦略特区において規制改革メニューを活用する事業者及び国家戦略特区における新たな規制改革に関する提案（アイデア）を募集しております。

■問合せ先

愛知県政策企画局企画課

〒460-8501 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

☎ : 052-954-6091 ☐ : kikaku@pref.aichi.lg.jp

最新情報は、Webで <http://www.pref.aichi.jp/kikaku/kokkatonku/>

